

米沢藩明和・安永改革における「仁政」論の再編過程

—竹俣当綱の「地利」「国産」理念を中心に—

小 関 悠 一 郎

はじめに

中期藩政改革研究は、一九六〇年代の宝暦・天明期論¹⁾をうけて展開し、農村支配機構の再編成や貢租基盤の再建、殖産政策や専売制の施行、藩校設置や民衆教化の実施などの諸問題を明らかにするなど大きな成果を上げてきた。そこでとられた基本的な視角は、支配者側からする徹底的な「封建反動」——被支配者との対決を通じた厳しい抑圧による支配体制の再編・強化の過程として改革を捉えようとするものであった。もちろん、藩政改革が

といった語で示されるような、この期までの民衆の達成なり支配への規定力²⁾近世期の政治（「仁政」）のあり方をめぐる領主・民の関係意識を視野に入れて改革政治の問題としなければならないのではないか。

そのような性格を持っていることは言うまでもない。しかし、そのように領主・民の関係を、「階級」間の「対決」や支配者側からする「抑圧」としてのみ捉えるのでは、当該期における改革政治の理解としては不十分ではないだろうか。むしろ、領主・民の間の「歴史的約定」

中期藩政改革の歴史的意義を論じる際に、もう一つ留意しなければならぬのは、一八世紀後半に「民衆と政治とのかわりが大きく変容した」こと、すなわち「民衆による政治への関与」の増大・領主層による「民衆知」の活用といった動向の存在が指摘されていることである³⁾。こうした指摘を踏まえれば、藩政改革研究においても、民衆の様々な動向を組み込み得る構想を持った政治史の叙述が求められていると言えよう。

では、以上を踏まえた形で中期藩政改革の意義を捉え

るためには、どのような視角が有効だろうか。様々なアプローチが想定されるが、いま述べたように「関係意識」や「民衆知」の問題を視野に入れるならば、領主層・民衆双方の意識・思想に踏み込んだ改革論が必要であると考ええる。とは言え、民衆の意識・思想までを組み込んだ政治史・思想史の研究は近年ようやく着手されつつあるというのが現状であり、右のような政治史・思想史の構想をここで全面的に展開することは、筆者の力量から言っても困難である。そこで本稿では、これまで十分に顧みられてこなかった領主層の政治意識・思想を個別具体的に検討し、右の課題にせまるための第一歩としたい。

具体的には、米沢藩の明和・安永改革を主導した藩奉行職（家老）竹俣当綱（享保一四（一七二九）年〜寛政五（一七九三）年）を取り上げる。当綱は、明和四（一七七七）年の上杉治憲（鷹山）家督を機に、同改革において、様々な方面にわたる積極的な改革政策の立案・実施の中核的存在として活躍した。具体的な政策としては、安永元（一七七二）年前後の地方支配機構の再編や同三年以降の備米蔵の設置、同四年以降大規模に実施された漆・桑・楮各百万本植立政策を中心とする「国産」奨励策（殖産政策）、儒者細井平洲の招聘や藩校設置等々をあげることができる。当綱は、天明二（一七八二）年に

は失脚することになるが、その後も藩政への関心は衰えず、自らの構想を多くの著述としてのこしている。これらの史料は当該期の藩政の理念や動向を窺うことのできる貴重な史料群と言えるが、残念ながらこれまでの研究においては、ほとんど利用されてこなかった。そこで本稿では、当綱がのこした藩政意見書などを積極的に活用して当該期における当綱の政治理念・思想を分析し、米沢藩明和・安永改革における改革政治・政策のありようを考察してみたい。

その際、当該期において一般的に問題化していたと思われる「仁政」理念の変容・再編のあり方を考察の軸としたい。一般に、一八世紀後半においては、領主財政の窮乏などにより「御救」という「仁政」理念の行き詰まりや現実との乖離が見られたことが指摘されている。深谷克己氏は、右の状況下で行われた藩政改革（殖産・専売政策施行）のなかで「仁政」論が変容して「国産」育成を目指す「国益」論が提起され、「御救」の基本Ⅱ殖産政策とされたと指摘している。こうした指摘を踏まえるならば、当該期における領主・民の関係意識のあり方を解明するためには、「国産」「国益」論がいかにして形成され、藩政にいかなる影響を与えたのかを明らかにする必要がある。ところで、もともと「国益」論は、近

世中期に領主層によって持ち出されたものとして提起されたが、近年の研究では、「非領国」において「下から」、「地域成り立ち」を指して「国益」論が提起されている。ところが指摘されている。とすれば、「藩領国」における「国産」「国益」論の成立も、単に領主側の財政事情のみから説明するのではなく、いかなる契機から成立したのか問われる必要がある。

以上から本稿では、竹俣当綱の政治思想・政治理念の形成過程に光を当てること、米沢藩の明和・安永改革において「仁政」論がいかなる契機で、どのように「変容」して「国産」論が確立したのかを説明する。また、そうした「仁政」論の改革諸政策との関連や改革政治において果たした役割についても考察する。

一 明和初年における竹俣当綱の改革構想

(一) 宝暦期における「四民」の動向と竹俣当綱らの現状認識

宝暦期の米沢藩は様々な局面において危機的状況に置かれていた。具体的には、多額の借財や年貢未進の増加による藩財政の窮乏、人口減少や手余地の増大といった農村の荒廃、半知借上などによる家臣団の困窮とそれを

要因とする統制弛緩などをあげることができる。このような中で藩主側近として台頭し、宝暦期における藩政の実権を握ったのが、森平右衛門である。森は農村政策や商業政策において新たな政策を打ち出したが、出頭人政治であったことと家臣団の窮乏が深刻化したことで家臣団各層からの批判を受けることになった。宝暦十三(一七六三)年二月、竹俣当綱らはこうした多くの家臣と門閥譜代層の支持を前提に、「御政事御改」を指して森を謀殺する。しかし、藩主重定による近習体制の温存により、改革は直ちには着手されなかった。以上のような状況の下で、当綱ら「改革派」は、当該期の藩政の実情をどのように認識していたのだろうか。当綱と懇意で槍術の師だったとされる平林霞吹が、藩政の刷新を求め、当綱に宛てて提出した宝暦十三年六月付の意見書をみてみよう。平林は「御家御廃興之時至候根元」として「諸民之情、邪僻野心ニ押移、真服不仕」、「御蔵元至極之御逼迫」、「領内多分及荒所」、「御借方無尽」の四点を指摘した上で、次のような一節を記している。

只今迄四民困窮ニ苦しミ、人心の恒を取失ひ、恨ミ愠ム之情ニ斗押移り、上を犯之心自然と振起り候様ニ存候、然は下江御恵厚ク可有之儀ニ候得共、斯迄之御逼迫、今日手之放され不申段ニてハ政教も撫民

も難叶、先差懸り今日の御間合候所を専と御取量無
之難叶所、不及是非候得共：

「四民困窮二苦しミ」「上を犯之心自然と振起」って
おり、「御恵」を「厚ク」することが必要であるのに、「斯
迄之御逼迫」により「政教も無民も難叶」い状態である
という。この一節は、困窮によって人心が不穩な状況で
あるにもかかわらず、藩財政の窮迫によって「四民」へ
のしかるべき「御恵」が不可能になっていたこと、平林
がそうした状況に相当の危機感を持っていたことを端的
に示している。近世中期以降の領主財政の窮乏は、「御
救」・「仁政」という理念と現実との乖離を一層拡大さ
せたと言われることはすでにふれたが、米沢藩において
もまさに同様の事態が生じており、それが平林の意見書
にも反映していると言えよう。意見書を提示された当綱
も同様に認識していたとみてよい。後年の回想ではあ
るが、『国政談』「検地定役」の項には次のような記述が
ある。

年来衰へたる御家を奉見上候へば涙が流れ候、尤只
今初て相衰へたることにも無御座候へとも、十五万
石の大患を荷ひ、国民十万人の身命を擔ひ候身二成
り候てハ、唯われのみの罪におもわれ候て、万々寸
胸二偪り、精神もくらみ、心もみたれ候：

ここで「御家」の「衰へ」とは、根本的には財政窮乏
のことを指しているともみてよいだろう。そうした「御家」
の「衰へ」が「国民十万人の身命」にかかわるものと捉
えられているわけである。そうであれば当綱のこの一節
は、財政窮乏により「四民」への「御恵」が不可能であ
るとするさきの平林の認識と同様の内容を示すものと言
えよう。

このような認識は、彼等の現状把握の鋭さにもよるだ
ろうが、根本的には家中・農民等の様々な動向に規定さ
れていたと考えられる。そこでもう一度平林霞吹の意見
書のみてみよう。

國中公事訴訟繁ク起、咎人詮議之多ふく御座候ハ、
人々禮義之辨ヒ無之、利欲のミニ耽り互ニ邪氣邪心
を挟ミ、且ツ盜賊等之罪人繁く御座候ハ、政道之恥
辱と申事候哉、此所ニおゐて法を重クし、禁を厳ク
して治る事ニハ無御座候、聖言ニも子が不欲ならハ
此を賞すと云ふとも不竊と御座候得ハ、皆以平治ハ
善教之いたす処ニ候、近年平右衛門利勘貪戻を以人
民を扱候故、諸民悉理心辭念ニ押移り人望を失候得
共、以来徳実無民之御取行御座候ハ、自然人情も
引直り、罪人も不足ニ可罷成候得共：

この一節で平林は、「公事訴訟」頻発の原因を「人々」

の「邪氣邪心」に求め、「撫民」により「人情も引直」るようにしなければならぬとしている。これは、平林が「四民」の人心不穩の状況（上を犯之心）を「公事訴訟」の類発などから読み取っていたことを示している。この「四民」の内、百姓について言えば、宝暦末年の時点で、年貢収納事務等に関わる村方騒動などが多発する状況にあったと考えられる。これらのことから、平林や竹俣当綱らは、右のような民衆の動向に規定されて「御患」の必要性を強く意識するようになったと言えよう。

（二）明和三年「御治国評判書」における竹俣当綱の改革構想

以上のように、竹俣当綱ら「改革派」は政治改革の着手を急いでいたが、それは明和初年に至っても依然として実現しなかった。その最大の理由は、藩主重定に改革への意志と姿勢表明がなかったことであり、加えて竹俣当綱と他の家老との間の改革実行への意思統一も十分に進まなかった。明和三（一七六六）年、江戸家老として江戸にあった当綱は、重定に引退を求めると共に、国元の家老と「御治国評判」を行い、改革案のとりまとめを図っている。その際の改革案の原案とみられるのが、竹俣家文書にのこる一連の「御治国評判書」である。「評

判書」は、藩政全般にわたって改革の必要を述べ、多岐にわたる改革案が記されている。このことは、森平右衛門謀殺後数年を経て、ようやく当綱が自らの改革構想をより総合的・具体的なものとしたことを示している。では、当綱はこの時点でどのような改革構想によって事態の打開を図ろうとしていたのだろうか。安永年間の積極策に直接つながるような構想を持っていたのだろうか。この点については、藩政における最大の課題であった財政再建に関する当綱の基本的発想を検討するのが妥当であろう。そこで、「御治国評判書」の総論部分とも言うべき「評判書発端」をみてみよう。

当綱は意見書の冒頭で「御家之興廢年来危御時節」と、現状を「御家」にとって危機的状況であるとし、「御勝手向之儀」に対する重定の積極的取り組みを求め、「御家之御再興」を急がなければならないとする。つまり、当綱にとって藩財政の窮乏は「御家之興廢」に関わるほどの問題だったのであり、喫緊の課題であったことが読み取れる。

こうした「御家之興廢」は「仁政」の問題とも深く関係する形で認識されていた。当綱は武士の半知借上の問題性を指摘した上で次のように述べている。

一 郷村之行廻追年人別相減、自然と百姓相哀是又

難見切存候、百姓ハ御国之根元と申儀ニ候へハ、民家相衰候時ハいかゞ被遊候而御家相立可申候哉、至極御大事之儀と存候、右ニ應シ工商之業も自ら不勝手不及申候故、四民共ニ難渋之儀、畢竟御仁政相満不申故と存候、依之四民之便利第一之儀、御領国之民ハ他之民に無御座候得は、四民満足仕候ハ、御家事足り可申儀、萬事之根元と存候

当綱は「御家事足り可申」ためには、「四民之便利第一」であり、「四民満足」が「萬事之根元」とする。当綱にとって「御家」の財政問題は、武士も含めた「四民満足」の状態をいかに実現するかということと相即的なものだったと言えよう。

では、財政的危機状況はどのような事情に由来すると考えられているのであろうか。前段に続く第一条には財政逼迫の原因についての基本的な認識が示されている。

一 右之通御家之衰候儀ハ天運之極る所哉、又ハ人意之成ス所ニも可有御座候哉、いつれ寛文四年以来多クハ御半領之御取行ニ不相成、御大家々御小身ニ相移り候故、何も御本領之むかしハ承傳候得共、終二いまた御半國之御仕来ハ不知案内之儀と存候、依之御郡中一統以前之儀としたひ候迄ニ而、萬代不易之御政法不相立、剩御質素成る御家風ニたかひ時勢

に引かれ候而は御本領之御時節よりも却而奢ニ長し

寛文四（一六六四）年、三十万石から十五万石に領知が削減されたにもかかわらず、「半國之御仕来ハ不知案内」、つまり知行高に見合った藩政・財政の構造（「萬代不易之御政法」）が築かれなかったというわけである。さらに近年では「御質素成る御家風」を失い、「御本領」の頃よりも出費がかさんでいるという。このような認識から、財政再建策・改革政策に関する次のような基本的考え方が導かれる。

一 天性ハ自然之道理ニ御座候得は、萬事之御仕来も御領地之御取箇たけニ相應し可申哉と存候、是迄三十万石之御家法斗ハ成程御本領之通可相成事ニハ候へとも、連々御蔵之御貯も御遣捨ニ罷成、他借之繰合も不便利ニ相成候時ハ、正味御半領のたけの御国用ならて外ニ御出方も無之物と存候、然は御家法も御半領丈ヶ之御取行ニ無御座候而は 御家御繁栄可仕様無御座儀と存候：

一 十五万石切之御取續と申儀は、御領知自然之道理ニ而御内外無表裏儀と存候：

十五万石切之御續方と申儀ハ是に過候萬代不易は無御座候：

当綱は、「天性ハ自然之道理」という考えから、「萬事の御仕来も御領地之御取箇だけ二相應し可申」とし、さらに「十五万石切之御續方」を定める以上の「萬代不易」はないとも言う。これは、十五万石という知行高に対応していない（三十万石時代のままの）「御家法」（財政支出）を知行高に見合うものに再構成する、という構想だと言えよう。つまり、生産に関しては領内の諸産物の生産量を固定的に捉え、したがって財政論では支出を収入内に収めるという発想を改革案の根本においていたのである。このように明和三年時点の当綱は、支出の抑制を基調に据えて「四民満足」を実現し、さらに「御家之御再興」を図ろうとしていたと言えよう。明和三年時点での当綱の改革構想は、その根本的な思考において後年の積極的諸政策とは断絶があったと考えられるのである。

ただ、具体的政策案においては、多岐にわたる儉約策の他に、イデオロギー政策や「地利」に関する政策（「地利」の語については後述）など、後年の改革政策につながるような記述も存在することは注目すべき点である。しかし、そうした改革案の記述の中には「思慮を尽可然候哉」といった語も見られ、必ずしも十分な具体性を持っていない項目も多い。このことは当綱の政策立案・実施への模索の過程を示すものと考えておきたい。

二 安永初年における改革構想の転換と諸政策の展開

（一）家中の動向と「済時策」における改革構想の転換

明和四（一七六七）年四月、上杉治憲が家督を相続し、改革はようやく本格的着手の段階に至る。そこで改革実行の主体となったのが、竹俣当綱や、当初江戸にあった治憲の側近らであった。明和年間には、「大儉」の実施や備荒貯蓄策への着手、細井平洲の米沢招聘などの政策が実施され、安永元（一七七二）年前後には、藉田の礼の実施、郡奉行・郷村出役の設置等地方支配機構の再編、家中が直接普請や耕地開発を行う「御手伝忠信道」の実施など、より積極的な農村政策も開始された。

しかし、家中各層の窮乏問題はなんら解決されず、その意味では宝暦期以来の家中分裂の危機は安永初年まで継続していたと言える。また、右のような改革政治は、当綱の専権的な一面や旧例を無視するかのような政策の故に、重臣層の反発をも買うことになった。このような家中の動向が顕在化したのが安永二年七月の「七家騒動」である。この騒動は千坂高敦以下侍組の重臣七名が、改革諸政策を非難して、諸政策の撤廃と竹俣当綱らの罷免を求めたもので、藩主治憲に提出された「七家言上書」

では、当綱の専権性や様々な「新法」の弊害などが指摘されている。注意すべきは、この騒動は単なる守旧的重臣の抵抗というわけではなく、生活困窮を原因とする一部家中の改革政策への反発をも背景としていたと思われることである。このことは、「七家言上書」における「山上の者」などの申候義は：半知借上差上候金子甚三郎一人の御入料にはまだ不足に御座候：諸人の口を御ほし被成候御仕成万端引合不申義と申候由」といった記述に示されている。すなわち、「山上の者」|| 山上村の在郷家臣が、彼等からの「半知借上」をもってしても「甚三郎」|| 細井平洲招聘の費用につりあわないとして、「諸人の口を御ほし被成」と平洲招聘を非難しているというのである。当時、少なくとも家中の一部にこのような意識があったことは間違いないだろう。このように、安永初年の当綱は分裂の危険を孕んだ家中の統合を図りながら、財政再建策を遂行しなければならぬという難問を抱えていたのである。

こうしたなか、安永元年十月、竹俣当綱は「済時策」を著し、治憲に改革の継続・遂行を訴えた。当綱がこの意見書を著すことになった事情は次の一節が明確に示している。

…しらさる人の譏り御泥ミ、此事御延引御座候ハ、

国家いつれの時二可相起哉、若し権道をしらさる人の為に御惑ひ、国家を御失ひ被遊候ハ、手前々々歎かわしき御事二候：

当綱は、さきにふれたような重臣層等家中の反発のなかで藩主治憲が動揺し、改革政策を延引することがないように求めている。「済時策」は、改革が挫折することもあり得るような家中（特に重臣層）との緊張感のなかで書かれたものなのである。

では、当綱はどのような改革論によって治憲を説得しようとしたのだろうか。実は、この「済時策」と明和三年の「評判書」とを比較すると、改革政策に関する当綱の基本的な考え方が大きく変化したことが分かる。当綱の改革構想がどのように変化したのか、以下で検討してみよう。

「御家」の現状に関する認識は「済時策」においても「評判書」と基本的に同様である。「済時策」冒頭に「御家の事御本領相減し御国用足らず、年々歳々危難目前二偪り暫時も安からず」とあるのがそれで、当綱は領知削減に端を発する財政窮乏が現在の危機状況の根本的原因であるとみている。では、この安永元年の時点において財政再建に関する当綱の構想はどのようなものであったろうか。当綱は次のように述べている。

一 御本領にならずして御本領になし、他領を添すして御本知を廣くなし候致方の事、右奇妙不思議の事二あらず、只民力を増して地の利を尽し候に止たる事二候

ここには財政問題に関する当綱の考え方の大きな変化が示されている。「御本領にならずして御本領になし」とは、「御領地十五万石の外、別にまた十五万石ほどの御増知に准し」(安永五年六月『樹養篇』)ることであり、右の一節は生産・収入の倍増への志向を示していると言える。つまり、当綱は、安永元年の段階で「本領」の半減という事情を前提に「十五万石切之続方」を目指す支出抑制論から「御本領にならずして御本領になす」という収入倍増論へと、改革構想の根本的な発想を転換させたのである。

そして、右の一節からも明らかのように、こうした生産・収入倍増構想の具体的な政策理念が「只民力を増して地の利を尽し候に止たる事」であった。では「地の利を尽」くすとはいかなることを指すのであろうか。当綱は、次のように説明している。

一 地利を尽し候と申事ハ余の儀ニあるましく候、御領地の内荒れたる田畑を開き、空地を撰ミ、明き地を尋て新ニ是を起し、水を引き、堤を築き、土地

二座し候作業を取立て候時、五穀自ら生し、桑の木、或ハ楮、或ハ青苧、綿はなの類、何にても怠慢なく是を養ひ候ハ、縦ひいつれの衰世に候へとも和漢地の利を尽し候外無之候、夏の禹天洪水をおさめて三年我門に不入と申事も、国民の患難を救ひ玉ふ事難有事二候、…

これによると「地の利を尽」くすとは、田地の開発や桑・楮・青苧・綿花等の栽培のことで、基本的には土地を最大限活用し、様々な産物の生産量を増大させることであった。この構想が安永初年以降の荒地起返しや新田開発、安永四年以降本格的に取り組まれた漆・桑・楮の植え立てを中心とする殖産政策に直接つながっていることは明らかであろう。このように、当綱は安永元年時点で、この「地利」理念に対する確信を深め、またそのことよって改革案の根本的な考え方を転換させたのである。

(二) 「地利」理念と改革政策の展開

安永年間の改革政策の実施は、「地利を尽くす」の語を主要な理念として行われ、「地利」理念は家中にも積極的に提示されていく。そこで、そうした「地利」政策の展開と理念の浸透について検討しておこう。

まず、安永初年の耕地開発・郷村出役の設置と「地利」理念の関係をみてみよう。次の史料は、安永二年十月の藩主治憲の郷村出役に対する「上意」である。

安永二年十月廿六日出役十二人御前江一同二被召
出候節 / 上意

：国を富し民を安んじ候は、地利を尽し候に止りたる事二候間、何も農業の事、情を出くれ候様相頼むる「地利を尽」くすことは「富国安民」の根本であるとされ、それが「上意」として表明されたわけである。このことは、「地利」の語が、単なる竹俣当綱個人の改革理念であることを超えて、改革政治の主要理念に位置づけられ、郷村出役らに提示されたことを示していると言えよう。また、「地利を尽」くすことが「安民」の根本とされていることは、「仁政」論の変容の問題と関わって注目に値する。明和初年段階での「仁政」「安民」の主要な方法は、「大儉」等による「御恵」であった。それがここでは、「地利を尽し」ての生産増大とされたのである。したがって、「地利」が「安民」のための主要な方法とされたことは、当綱における「仁政」論の枠組みの変化を示すものと言えよう。

ところで、安永元年九月に新設された郷村出役は、安永初年の開発政策において重要な役割を果たしていた。

例えば、領内小出村に居住した郷村出役の小川源左衛門は「荒地有之候故、田畠十町余り相開」き、「此外村々出役も右二准し開発の事、又備米の儀、追々行ハ」れたという。こうした記述は当綱らの政策を非難した「七家言上書」にも見られ、出役による耕地開発が当綱の進める「地利」政策として捉えられていたことが窺われる。また、「高家衆侍頭中」の「三御扶持方」まで全階層にわたる家中の手による耕地開発（家中手依い）によって「地利を開き候」という『国政談』の記述は、家中において「地利（を尽し）」の語は、年貢收取基盤の回復を目指して行われた荒地起返し・新田開発政策遂行の理念として実際に機能したと言えよう。

次に、安永四年以降の殖産政策の実施と「地利」理念の関係をみてみよう。安永四年八月、竹俣当綱ら藩首脳は「取箇帳」（藩の財政収支）を組頭を通して家中に公開し、同時に富国策（殖産政策）を提示した。藩財政収支の公開は前例のないことで、半知借上を継続せざるを得ない状況で、家中に対して改革政策への理解を求めたものと考えられることができる。次は、その「取箇帳公示の告諭書」の一節である。

一、此上上に於て別に不思議の術も無之、只地利を盡して農桑の二つを盛にし、追追休地を起し荒所を取立、或は御國産の品々を相増し、年々の御出方を備へ、是を以御恵み被成下候外有之間敷候：

ここで当綱は、財政窮乏問題解決の切り札として「地利」(及び「国産」)理念を提示している。ここでは、「地利」の語は殖産政策実施の際も主要な理念とされ、またそれが家中全体に提示されたのである。

この「地利」理念の具体的機能としては、家中に借上返知への期待感を継続させる効果を持ったものと思われるが、一方で、殖産策実施の最前線にあった地方役人等に大きな影響を与えたと考えることができる。この点を、当綱のもとで「役所役」として活躍した馬場次郎兵衛『聿修篇』の一節にみておきたい。

郷村御用掛ハ竹太夫江被_二仰付_一候故_三村々の荒地御聞見、第一情農を教戒し給ふため六人年寄、郡奉行、御使番、御勘定頭、役所役、代官を壱人ヅム御同伴なされ候。所々の出役御相手に被_レ成候事ハ不_レ及_レ申_二昼夜共二只々地の利を尽す外の御咄も無_レ之程也_一：

馬場によれば、当綱は自身廻村を行い、郷村出役をはじめとする地方役人と昼夜にわたり「地の利を尽す」事

を論じていたという。このことは、殖産政策実施の現場において地方役人の間で「地利」をキーワードに改革政策が練られたことを示しており、役所役馬場次郎兵衛の「地利」理念重視の姿勢は、下級役人への「地利」理念の浸透を物語っていると見えよう。そしてこのことは、郷村出役等による殖産政策の遂行や農業技術研究を促進することにつながっていったと考えられる。例えば、郷村出役の村山左右衛門や片山代次郎らは、漆の根伏せ作業を推進し、同じく出役の湯野川善次や古藤長左衛門は、(桑について)「誠情心力を尽して悉くしれるところ」(竹俣当綱『国政談』)だったという。また、今成吉四郎・蓬田郁助の両名が安永七年に著した『農政全書国字』において「地力を尽し」の語を用いた記述が行われていることも、右のような「地利」理念の浸透・機能を示すものであろう。

ところで、「地利」理念は、当綱失脚(天明二(一七八二)年)後の藩政においても一定の役割を果たしたと考えることができる。例えば、隠棲中の当綱が著した「発明」に付された神保蘭室の付札には、⁽³⁰⁾「千言萬談地利を尽に止り申事、いやはや_レ此事にて御座候、此間も蚕経と申書を学候處_三」との記述がある。また、寛政二年十二月、上杉駿河守(支藩藩主)小姓田中甚左衛門は、

その意見書⁽²¹⁾において、「前文ニ相頭候通、地理を尽申事第一之御義と奉存候、左候へハ桑漆植候も地を不餘之一ツニも候半…」と述べている。神保が興讓館提学になるなど天明期以降の藩政においても重要な役割を果たした人物であり、田中の意見書が寛政改革着手にあたって家中全体を対象とする意見募集に応じたものであることを考えれば、右のような記述が天明期以降の藩政において重要な意味を持っていることは明らかであろう。竹俣当綱失脚後においても「地利」理念は為政者層により重視され、寛政改革における政策立案過程にも影響を及ぼしたと言えよう。

三 竹俣当綱における「国産」理念確立の過程

(一) 「地利」と「国産」

これまでみてきた通り、竹俣当綱は「地利」を基本的な改革理念として殖産政策を推進した。しかし、当綱は殖産政策に言及する場合、「地利」の語のみならず「国産」の語をたびたび使用している。そこで次に、領国経済自立志向の表現とされ、殖産政策と不可分の関係にある「国産」理念が、当綱において「地利」理念といかなる関係にあるのかということについて検討してみたい。

このことは近世中期における「仁政」論の変容・「国産」理念形成過程の一端を窺うことにもつながるはずである。

竹俣当綱が「国産」の語を初めてキーワード的に使用するのには「産語」(安永三「一七七四」年九月)⁽²²⁾においてである。「産語」は殖産政策実施のための資金援助を江戸の金主三谷家に依頼した際の殖産計画書である。当綱は「産語」において「土地山川の風、或ハ地利国産の事を追々御見聞有之…」と述べ、「地利」と「国産」を並記する。翌安永四年の地方役人に対する指示書でも「農桑を勧て地利を開き御国産を盛にして…」とされている。これらの事例を見れば、当綱における「国産」論は「安民」(仁政)の主要な方法とされた「地利」理念を前提として初めて登場し得たものと言えよう。

では「地利」||「国産」なのであろうか。さきにみた安永四年の家中への達しには「只地利を尽して農桑の二つを盛にし、追々休地を起し荒所を取立、或は御国産の品々を相増し、年々の御出方を備へ…」とあった。このことから、当綱において「国産」の語は「地利」よりも狭く商品作物生産を指していることが分かる。さらに『国政談』には次のような記述が見られる。

紙漉／此製此地の楮にて漉かた出来いたし…一国の

生産成就候：国中民用の料紙年来是まで福島より相
求め候儀夥きことなるへし然れバ国の潤他領の人を
潤し残念之至り二候：

藍／＼製し方念を入れその手練の人よくこれを製し
候へば仙臺領より藍を入れむとも一国の産ハ悉ク満
足いたすべく候へバ仙臺領の人を養ハす此国の人を
養ひ可申候

史料中の「一国の生産」や「一国の産」は「国産」と
同義であろう。とすれば当綱における「国産」の語は、
従来領外から移入してきた産物を領内の生産で賄うこと
を意味していると言える。ここには、「国産」の語が「領
国経済自給」の志向を内包していることが示されてい
う。

以上のことを「地利」理念との関係という視点からま
とめておけば次のように考えられる。まず、当綱におけ
る「国産」理念の登場は「地利」理念への確信がその前
提となっていた。一方、「国産」・「地利」の相違として
は、一つには「地利」がそのなかに年貢増産や生産基盤
の整備といった意味を含んでいたのに対し、「国産」は
商品作物に限定されて理解されていることがあげられ
る。もう一つには、専ら土地からの生産拡大を志向する
「地利」に対して、「国産」は他国との移出入関係を踏

まえた上で領内自給経済確立への志向を表現しているこ
とが指摘できる。したがって、当綱における「国産」の
語は、「地利」の語をその前提としながらも、殖産政策
の実行により領国経済を自立させようとする近世中期に
一般的な「国産」概念とほぼ同内容を持つものであった
と言えよう。

(二) 竹俣当綱における「国産」理念の確立

「地利」と「国産」の関係はひとまずこのように考え
られるが、それでは当綱が「地利」理念のみならず「国
産」理念を持ちだしたのはどのような経緯からであろう
か。次にこの点について検討してみよう。

さきにも述べたが、現存する史料のなかで当綱が「国
産」の語を初めてキーワード的に使用したのは安永三年
九月の「産語」においてであった。一方、「地利」の語
はすでに安永元年十月の「済時策」で主要な改革理念と
して打ち出されている。また、当綱が取り立てを主張す
る産物の種類については、安永元年（「済時策」）から同
三年（「産語」）の間に圧倒的に増加している。このこと
は、安永初年において当綱が「地利」理念を基礎にしな
がら、その実現を図る過程で「国産」理念に確信を持つ
に至ったことを示している。

安永初年におけるこの変化——当綱における「国産」理念確立——の要因を『国政談』「桑植立」の項に探ってみたい。

…老臣民の父母の御手役者となりて此地二桑を植ルことのない何そや、この故二蚕を養ふとき、近国最上領などより多分二桑を買ひもとめ候、何のことに候や、これ全く老臣の職として民をおもふの心うとく、将復吾国のあぶらの他国に流れ出候ことおもはざることに候哉

当綱は、養蚕のために他領から桑を購入している現状を「吾国のあぶらの他国に流れ出候」と認識しているが、こうした認識は領国自給経済を志向する「国産」理念に直接つながっていくものと言える。では、当綱はかかる認識に基づいてどのように行動したのか。続きをみてみよう。

此ゆへニ美作村々をめぐりありき、およはずなからも竊ニ地利の事見分のところ、成るほと御当領ハ狭小にして殊ニ人少し、これニ因て地力を尽す事にもおよひかたし、然れとも安民のころさしふかからバ此事なるましきにもあらず、此眼を以て所々見分の処、山林川沢丘陵墳衍原隰の五土の地なきにしもあらず：

当綱は自身「村々をめぐりありき」、「此眼を以て」「地利」の「見分」を行い、領内の「地利」に応じた産物導入計画を立案していったという。この「見分」が「地利」理念をふまえて行われたものであることは言うまでもない。さて、桑の植え立てについては、当綱は栽培可能な地を選んで栽培を指示しただけではなかった。

これニ因て追々桑を植てころミ候所…栖島村のほとりに植たる桑のふとり候事まことしからざるほと二おもひ候、荒砥の空地へ植立候桑の事、たけハ長するハ、すのしまむらニハおよばず、去れと枝葉のしげりハあらとの地ハ却てまさるべきか…又鮎貝村の辺、これハ水辺をはなれ候地所へも植立候ところ、これもよくしげり：

ここには栖島村、荒砥、鮎貝村など領内各土地の特性に応じた桑の生育状況が記されている。当綱は、こうした領内各地における土地の特性を把握し、領内での桑栽培が可能であることを自ら確認したことによって、「吾国のあぶらの他国に流れ出候」という思いを一層深めたと考えられる。右の一節の後段には次のような記述がある。

然れハ空地を多らみ、桑を植て、その上養蚕の術をさかんにミち引候ハ、此一事はかりにても一国の

衰世患難ハ解かれ可申哉と存候：

当綱は上述のような領内の実態把握を踏まえること
で、初めて桑植え立て・養蚕という特産物導入が「一国
の衰世患難ハ解かれ可申」ものであるという確信を得る
に至ったのである。それはまた、当綱における「吾国の
あぶら：」という状態の打開を志向する「国産」理念の
確立でもあったと言えよう。

当綱における「国産」理念は、積極的開発を志向する
「地利」理念を前提に、実際に「見分」を行って領内の
土地特性を把握することによって確立したのである。

(三) 「見分」の意義

いまみたように、竹俣当綱における「国産」理念確立
の背景には当綱自身による「地利」の「見分」が重要な
役割を果たしていた。そこで当綱が「見分」を重視する
に至った事情について述べ、さきの「御患」³³⁾「仁政」
論から「地利」・「国産」³⁴⁾「安民」論への移行の問題に
ついて考えてみたい。

いまだ「地利」「国産」理念が必ずしも主要な改革理
念として明確には打ち出されていないかと思われる安
永元年二月、当綱は「行事仕立方内評」(『農家立教』所
収)を郡奉行などの地方役人に提示した。その簡条の一

つに「廻村之事」がある。

一廻村之事

右村々巡見して其村其所めいわくに成、民の害にな
り候事を除キ、其上に百姓の勝手よきやふにして御
年貢滞らざる様に取量可申候

但民情を知らず候へハ何事も行ハれず候、民情は
人の実情にて天性の誠より出て少しも偽りなき物
に候、依之人情にかなひ候事には民従ひやすく、
人情に悖たる事ニハ民従ひかたく候 … 扱又人
情は外より道理をつけて推察いたし候事計にてハ
当らぬ事も有之由、能和漢の事に通したる上に、
其品々の人につき合したしミて見聞して、一々其
人に成替りて見されハ隠れたる所ハ知りかたきも
のに候由、然は疊の上に居て民家の情、田地の事
をは知りかたき事成へく候、依之村々廻村して民
家の利害を明らかに候儀専要に可有之候

まず但し書きに注目したい。実は「民情を」以下の一
節は太宰春台『経済録』巻之一におけるいわば「人情把
握論」を下敷きにして書かれている。春台は「経済ヲ論
ズル者」が知るべきこととして「時」・「理」・「勢」・「人
情」をあげ、「定理ノ外ナルコト」がある「人情」の把
握は他の三者よりも困難であるとす。その上で「人情」

を知るためには「書ヲ讀ミ學問シタル計」では不十分で、「唯善ク學問シタル上ニテ、其品々ノ人ニ近ツキテ、親ク其事ヲ見聞シテ、一々ニ其人ノ身ニナリカハリテ」みなければならぬとした。但し書きが春台の人情把握論に基づいているのは明らかであろう。しかし、当綱は但し書きの末尾で春台の人情把握論を微妙に読みかえていた。春台が「學問シタル上ニテ」「見聞」が重要であったとしたのはあくまで「人情」を把握するためであった。しかし、当綱は「學問」・「見聞」を「民家の情」「田地の事」を把握するための方法として捉え直しているのである。

では、当綱がこのような読みかえを行って「民家の情」「田地の事」を把握すべきことを説いたのは、いかなる意識を持っていたからであろうか。ここで「廻村之事」条の本文に注意しておきたい。それによれば、当綱が民情の把握を説いたのは「御年貢滞らざる様に」という目的のために「民の害になり候事を除キ」「百姓の勝手よきやふに」するためということになるが、ここに表現されているのは「御救」―「上納」の身分関係意識であろう。すなわち、「廻村」による「民家の情」「田地の事」を調査・把握し、「百姓の勝手よきやふに」すべきであるという主張は、「四民困窮二苦しミ…上を犯之心自然

と振起り」(平林霞吹の意見書)という民衆の動向に規定されて行われた「御救」実行への領主なりの模索だったと考えることができるのである。そして、「見分」が「国産」理念確立に重要な意味を持ったことを考えれば、民衆の動向に規定されて行われた領主側の「御恵」への模索が、「国産」理念確立につながったと言うことができよう。

(四)「地利」・「国産」と郷村出役

ここで、「見分」と「国産」理念成立の關係について若干の補足しておきたい。というのは、明和・安永期において当綱は藩執政の立場にあり、常に見分を行い得たわけではなかったと思われるからである。また、自らの廻村のみによって「産語」にあげられたような多種の産物の全てに精通するのは困難だったであろう。そこで日常的にそうした役割を果たすべき存在が不可欠となる。その役割を担ったのが地方役人、特に安永元年九月に当綱が設置した郷村出役であると思われる。

郷村出役が「地利」・「国産」政策において重要な役割を果たしたことはすでに述べたが、ここでは、その設置の意図をもう少し詳しく検討しておきたい。そもそも郷村出役は竹俣当綱自身の発案で設置されたものだが(竹

俣当綱「奉答」⁽⁹⁴⁾、設置の際にはその意図を記した「郷村出役心得之覚」・「教之事」と題された指示書が提示されている⁽⁹⁵⁾。それによれば、当綱による出役設置の意図は、①土地状況・人口数・牛馬数の把握、②村方救済策・振興策の立案、③村役人・地方役人・給人の不正監視、④百姓の生活規制、⑤民衆教化、などである。この中で、さきの「見分」と関わる点で重要なのが②である。当綱は「郷村出役心得之覚」において「村々の様子とくと見聞いたし、民之害に成り候儀は追々評判の上除之、又潤益に相成り候事ハ追々取行候様に心を砕き……」との指示を出しているが、この指示がさきに見た「廻村之事」に通じるものであることは明らかであろう。この点についてはさらに、安永元年十二月の「覚」で「村々利害之事、能々見聞可有之候、因茲肝煎并其所におろておとなしきもの式三人呼寄、幾重にも懇に申含有之度候、右之趣ハ別紙ニ相記候」という指示が出されていることが注目される⁽⁹⁶⁾。ここで当綱は郷村出役に村々の「見聞」を行うべきことを指示しているわけだが、その際、村々の肝煎などに「懇に申含」めを行うことをあわせて指示している。この「覚」には、その「申含」の内容が「演説手控」として添えられている。それによると、「依之地方之儀を始め、何にても勝手不勝手成事を相考、可

中間候事／但急ニも相成ましく候間、来正月罷越候節、委細ニ書付ニして可申聞候……」とある。つまり、郷村出役が村々に赴任する際に、肝煎に対して村の実情を「書付」にして申し出るべきことを命じているのである。ここには、当綱自身による学問修得や廻村、郷村出役の調査のみによって、村々の実態に即した政策を立案することにはおのずと限界があり、実態に見合った政策を策定するには、村役人の意見が必要だと考えられていたことが示されている。このことは、「仁政」論に規定された当綱の模索が、「見分」の重視↓郷村出役の設置↓村役人からの意見徴収の志向を生み出したことを示していると言えよう。ただし、こうした志向性は読み取れるが、竹俣当綱と郷村出役、村役人層の関係の実態については、今後の課題とせざるを得ない。

以上、簡単にはあるが、地方役人による「見分」の一端をみてきた。当綱における「国産」理念確立の過程を考えた時、こうした地方役人の活動の重要性が理解されよう。

おわりに

本稿では、竹俣当綱がのこした著述を中心に、一八世

紀後半の藩政改革において領主層がいかにして仁政論を再編しようとし、そうした動向と改革政策がどう関係しているかを明らかにしてきた。ここでもう一度まとめておこう。奉行として藩政を指導する立場に立った当綱の前にあったのは「御恵」「御救」も不可能なほどの藩財政の窮乏であった。こうしたなかで「上を犯之心」となって表れた民衆の動向を前にして、領主層は自らと民との関係や政治のあり方を問い直さざるを得なかったものと思われる。このような状況において、当綱は「御救」——「上納」の身分関係意識に規定されて「御救」・「安民」への模索を行い、その過程で「地利」理念を見出し、それによって改革構想の大枠を支出抑制志向から生産・収入の倍増志向へと転じたのであった。安永初年の積極的諸政策は、その「地利」理念を軸に立案・実施された。「地利」理念は家中への浸透も図られ、特に地方役人らに大きな影響を与えた。また当綱はそれと同時に『経済録』から「見分」の重要性を学んだが、このことは重要な意味を持つことになった。すなわち、当綱本人や郷村出役による積極的な「見分」は、村役人層からの意見徴収の志向も生み出しながら、領内各地の土地の特性と領外より移入していた産物の領内における生産可能性を明らかにすることになったのである。こうして当綱は、「領

国経済自給」の確立を志向する「国産」理念を確立させたのである。

以上のように、「国産」理念はまさしく「仁政イデオロギー」の変容として現れたものであるが、それを単に領主層の財政事情のみから説明するのは妥当ではあるまい。「仁政」論の変容・「国産」論の提起は、領主・民の「歴史的約定」とも言われる「仁政イデオロギー」、及び「公事訴訟」をはじめとした民衆の様々な動向に規定される形で行われたのである。一八世紀後半の藩政改革はこうした「仁政」論の変容の場として捉え直される必要があろう。

ところで、本稿では、はじめに民衆思想を考察する必要性に言及しておきながら、その課題をまったく果たすことができなかった。そこで、最後に残された課題について述べ、今後の精進を期したい。まず、改革政策の立案・運用のより具体的な実態の解明が必要である。このことにより、村役人層と小前層との階層関係や、それらと領主側の政策との関係などを明らかにすることができよう。具体的には、郷村出役など地方役人ののこした記録・著作や、村役人層の動向を詳細に把握することを課題としてあげておきたい。次に、細井平洲ら改革のイデオログとされる思想家の動向を組み込むことが必要で

ある。というのは、平洲は領主層によって重用されたばかりでなく、民衆にも共感をもって迎えられているからである。平洲のような思想家の考察は、当該期の思想動向を総合的に把握するための一つの鍵ともなる。さいごに、本稿でみた殖産政策等と「封建的社会政策」の実施との関係性をどのように理解するかということも課題である。特に、当綱失脚後の米沢藩寛政改革においては、「社会政策」は藩政においてより大きな比重を占めるようになる。寛政期以降を見据えるならば、こうした点の考察は不可欠であろう。これらの作業を含め、一八世紀後半の政治や思想のありようを改めて捉え直すためには、藩政改革の考察が不可欠である。今後、新たな視点からより一層考察を深めていく必要がある。藩政改革論の再提起を行ってむすびにかえたい。

注

- (1) 林基「宝暦—天明期の社会情勢」(岩波講座『日本歴史』一二、一九六三年)など。
- (2) 堀江英一『藩政改革の研究』(お茶の水書房、一九五五年)、吉永昭・横山昭男「国産奨励と藩政改革」(岩波講座『日本歴史』近世三、一九七六年)など。
- (3) 深谷克己『百姓成立』(塙書房、一九九三年)参照。
- (4) 平川新『紛争と世論』(東京大学出版会、一九九六年)。
- (5) 若尾政希『太平記読み』の時代』(平凡社、一九九九年)。
- (6) 領主層の思想を扱った研究としては、若尾前掲書の他に、柴田純「徳川頼宣の藩教学思想」『史林』六四卷三号、一九八一年)などがあるが、いずれも近世前期の事例を取り扱ったものである。
- (7) 専権の行き過ぎなどがその原因とされるが、真相は必ずしも明らかではない。
- (8) 市立米沢図書館所蔵の竹俣家文書には、当綱の著述が大量にのこされている。しかし、これまで、個々の著述の年代比定を行った上でそれらを網羅的に扱うような研究はなされてこなかった。紙数の都合上、今回その全貌を提示することはできないが、本稿は右のような作業に基づいて作成されたものである。
- (9) 深谷克己「百姓一揆の思想」『思想』五八四、一九七三年、のち「百姓一揆の意識構造」として同『百姓一揆の歴史的構造』に所収)。
- (10) ただし、本稿では竹俣当綱がたびたび用いた「国産」の語を中心に検討を行う。「国産」は「国益」と併記されることも多く、「国産」論の検討は「国益」論研究の一環として行われるべきものである。
- (11) 藤田貞一郎『近世経済思想の研究』(吉川弘文館、一九六六年)。藤田によれば、「国益」論は近世中期に「大名領主経済の自立化の理念的表現として、大名領主権力の側から持

出されて来た」ものである。

- (12) 藪田貫「国訴・国触・国益」(『民衆運動史3 社会と秩序』青木書店、二〇〇〇年)、谷山正道「近世近代移行期の「国益」と民衆運動」(『ヒストリア』一五八、一九九七年)など。
- (13) 米沢藩の中期藩政改革については、吉永・横山前掲論文、横山昭男『上杉鷹山』(吉川弘文館、一九六八年)、同「米沢藩における青苧専売制の展開過程」(『歴史学研究』二五〇、一九六一年)、荻慎一郎「中期藩政改革と藩「国家」論の形成」(『歴史』五一、一九七八年)などを参照。
- (14) 森平右衛門については、横山氏前掲書を参照。
- (15) 宝暦・安永期の米沢藩における家中の動向・政治史の理解については、以下の行論も含めて荻前掲論文に負うところが大きい。
- (16) 『編年文書』(上杉文書〔一橋大学附属図書館所蔵マイクロフィルム、上杉文書については以下同じ〕一四九〇)所収。
- (17) 『山形県史』資料篇4所収。
- (18) 「寶暦十二年四月新法御仕法之留」(山形大学附属図書館蔵、江口家文書)に「近年郷村相衰、自然と百姓之氣向不宜、御所納相姦、肝煎手許之差引相疑、郷村之風義相破候付」とある。一例として、宝暦五年の中小松村における村方騒動をあげることができる(中小松村肝煎久蔵下百姓共御訴申上候二付挨拶書)、山形県立博物館蔵)。
- (19) 「明和三年七月留帳」(『編年文書』所収、上杉文書一四九〇)。
- (20) 寛文四年、四代藩主綱勝が後嗣を定めずに急死したため、
- 米沢藩の石高は三十万石から十五万石に削減された。
- (21) 池田成章編『鷹山公世紀』(明治三九〔一九〇六〕年刊)一九頁所収。
- (22) 市立米沢図書館蔵、竹俣家文書。
- (23) 代官世襲制の改革など一連の地方支配機構整備の一環として新設。安永元年、中級家臣団の三手組から一二名が任命され、領内の村方一二箇所直接居住、耕地開発、在地の実態把握、特産物生産の研究・奨励、農民教化など主要な改革政策推進に深く関わる。天明期に一旦廃止されるが、寛政四年再置以降幕末まで存続した。
- (24) 竹俣当綱『農家立教』(市立米沢図書館、竹俣家文書)所収。
- (25) 以上、竹俣当綱『国政談』(『山形県史』資料篇4所収)。
- (26) 前掲『鷹山公世紀』一七一頁。
- (27) 『米沢市史資料』第二十一号所収。
- (28) 竹俣当綱「留帳」(市立米沢図書館蔵、鶴城叢書)。
- (29) 『山形県史』資料篇16所収。
- (30) 市立米沢図書館、竹俣家寄贈文書。
- (31) 「読史堂叢書」(上杉文書一四七五)所収。
- (32) 山形大学附属博物館蔵、安田家文書、写本。
- (33) 日本思想大系三七「徂徠学派」(岩波書店、一九七二年)参照。
- (34) 市立米沢図書館、竹俣家文書。
- (35) 竹俣当綱『農家立教』所収。
- (36) 「覚」(竹俣当綱『農家立教』所収)。